

白石市制施行70周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白石市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの権利の一切は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ白石市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の申請を省略してロゴマークを使用することができる。

(1) 市が使用する場合

(2) 報道機関が市に関する報道及び広報の目的で使用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に対し、白石市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、これを承認しないこととし、白石市制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) この要綱の規定に従わないおそれがあるとき。

(5) その他承認することが不相当と認められるとき。

(使用期間)

第5条 使用期間は、使用承認の日から令和7年3月31日までとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 提供されたロゴマークを第三者に譲渡しないこと。

(3) 承認された用途にのみ使用すること。

(4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第8条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、使用承認を取り消すものとする。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者がロゴマークの使用により故意又は過失により市に損害を与えた場合は、市長はその賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用の取り扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(失効)

この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）



70th ANNVERVERSARY